

秋田県公報

目次

- 公文書開示請求書
- 秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開並びに開示の取扱い（三）（継続条則）
 欄外本館追加
- 秋田県欄外本館追加の取扱いに関する行政文書の公開並びに開示の取扱い（四）
 欄外本館追加

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則を次のように定める。

平成14年3月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

（趣旨） 秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則

第1条 この規則は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、公安委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第9条第1項の規定による公開請求は、行政文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

第3条 条例第10条第2項の規定による通知は、行政文書公開決定等期間延長通知書（様式第2号）によるものとする。

第4条 条例第10条第3項の規定による通知は、著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書（様式第3号）によるものとする。

3 条例第10条第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 行政文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書公開決定通知書（様式第4号）
 - (2) 行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書部分公開決定通知書（様式第5号）
 - (3) 行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定通知書（様式第6号）
 - (4) 行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する旨の決定をしたとき 行政文書公開請求拒否決定通知書（様式第7号）
 - (5) 行政文書を保有していない場合の公開しない旨の決定をしたとき 不存在による行政文書非公開決定通知書（様式第8号）
- （行政文書公開請求事案移送通知書）
- 第4条 条例第11条第1項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。
- （行政文書の公開に係る意見照会書等）
- 第5条 条例第12条第1項又は第2項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書（様式第10号）によるものとする。
- 2 条例第12条第3項（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書（様式第11号）によるものとする。
- （電磁的記録の公開の方法）
- 第6条 条例第13条第2項第2号に規定する公安委員会が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。
- (1) ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- （公開の実施等）
- 第7条 行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定の通知を受けたものは、公安委員会が指定する日時及び場所において、当該決定に係る行政文書の公開を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、行政文書（行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次

条及び第9条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(行政文書の写しの作成方法等)

第8条 行政文書の写しの作成方法は、公安委員会が別に定める。

2 行政文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(費用の納付)

第9条 条例第14条に規定する費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納めるものとする。

(情報公開審査会諮問通知書)

第10条 条例第16条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(様式第12号)によるものとする。

(行政文書の検索資料等)

第11条 条例第31条に規定する行政文書の検索に必要な資料は、警察本部警務部総務課秋田県警察情報公開センターその他公安委員会が必要と認める場所に備え置くものとする。

2 前項の資料の作成及び利用に関し必要な事項は、公安委員会が別に定める。
(実施状況の通知)

第12条 公安委員会は、条例の実施状況に関し知事が必要と認める事項について、毎年、知事に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式第 1 号 行政文書公開請求書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開請求書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

請求者

氏 名 (法人等にあつては、名) (称及び代表者等の氏名)	
住 所 (法人等にあつては、主) (たる事務所の所在地)	(郵便番号)
電 話 番 号	

秋田県情報公開条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求しようとする行政文書の内容 (行政文書の名称又は知りたい) (と思う事項を具体的に記入し) (てください。)	
行政文書の公開の方法の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
請求の理由又は利用目的	

- 注 1 該当する番号を で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 印の欄は、請求された行政文書の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については、請求される方の任意です。
- 3 次の欄は、記入する必要はありません。

行政文書の名称			
事務担当所属等	所属	担当	電話番号
備 考			

様式第2号 行政文書公開決定等期間延長通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書公開決定等期間延長通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の名称又は内容	
秋田県情報公開条例第10条第1項に規定する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

様式第3号 著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書(第3条関係)

(A4判)

著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第3項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の名称又は内容		
秋田県情報公開条例第10条第1項に規定する期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
秋田県情報公開条例第10条第3項に規定する相当の部分	行政文書の名称又は内容	
	決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
秋田県情報公開条例第10条第3項に規定する残りの行政文書	行政文書の名称又は内容	
	決 定 期 限	年 月 日
秋田県情報公開条例第10条第3項の規定を適用する理由		
事 務 担 当 所 属 等		所属 担当 電話番号
備	考	

様式第4号 行政文書公開決定通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書公開決定通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	午前 年 月 日() 時 分 午後
公開の場所	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

注1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ警察情報公開センター等へ御連絡ください。

様式第 5 号 行政文書部分公開決定通知書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

行政文書部分公開決定通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
公開の場所	
公開をしないこととした部分	
公開しない理由	秋田県情報公開条例第6条第1項第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安委員会に異議申立てをすることができます。

- 注1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ警察情報公開センター等へ御連絡ください。
- 3 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

様式第6号 行政文書非公開決定通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書非公開決定通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開しない理由	秋田県情報公開条例第6条第1項第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安委員会に異議申立てをすることができます。

注 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

様式第 7 号 行政文書公開請求拒否決定通知書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開請求拒否決定通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開請求を拒否することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
請求を拒否する理由	秋田県情報公開条例第8条に該当
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安委員会に異議申立てをすることができます。

様式第8号 不存在による行政文書非公開決定通知書(第3条関係)

(A4判)

不存在による行政文書非公開決定通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
公開しない理由	<p>公開請求に係る行政文書を保有していないため。</p> <p>内容説明</p> <p>()</p>
事務担当所属等	<p>所属</p> <p>担当 電話番号</p>
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安委員会に異議申立てをすることができます。</p>

様式第 9 号 行政文書公開請求事案移送通知書 (第 4 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開請求事案移送通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第 1 項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当所属等	所属 担当 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の事務担当所属等	所属 担当 電話番号

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見照会書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

については、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、
年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

(別紙)

(A 4 判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	
公開決定に反対する理由		

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

行政文書公開決定に関する通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安委員会に異議申立てをすることができます。

様式第12号 情報公開審査会諮問通知書（第10条関係）

（ A 4 判 ）

情報公開審査会諮問通知書

秋公委第 号
年 月 日

様

秋田県公安委員会 印

年 月 日付けの不服申立てについては、秋田県情報公開条例第15条第 1 項の規定により秋田県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第16条の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
不服申立ての内容	
諮 問 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 所 属 等	所属 担当 電話番号
備 考	

警 察 本 部 告 示

秋田県警察本部告示第5号

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程を次のように定める。

平成14年3月1日

秋田県警察本部長 警視長 坂 口 正 芳

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。)第33条の規定に基づき、警察本部長が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書)

第2条 条例第9条第1項の規定による公開請求は、行政文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(行政文書公開決定通知書等)

第3条 条例第10条第2項の規定による通知は、行政文書公開決定等期間延長通知書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第10条第3項の規定による通知は、著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書(様式第3号)によるものとする。

3 条例第10条第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 行政文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書公開決定通知書(様式第4号)

(2) 行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書部分公開決定通知書(様式第5号)

(3) 行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定通知書(様式第6号)

(4) 行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する旨の決定をしたとき 行政文書公開請求拒否決定通知書(様式第7号)

(5) 行政文書を保有していない場合の公開しない旨の決定をしたとき 不存在による行政文書非公開決定通知書(様式第8号)

(行政文書公開請求事案移送通知書)

第4条 条例第11条第1項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書(様式第9号)によるものとする。
(行政文書の公開に係る意見照会書等)

第5条 条例第12条第1項又は第2項の規定による通知は、行政文書の公開に係る意見照会書(様式第10号)によるものとする。

2 条例第12条第3項(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、行政文書公開決定に関する通知書(様式第11号)によるものとする。
(電磁的記録の公開の方法)

第6条 条例第13条第2項第2号に規定する警察本部長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、警察本部長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音ディスク 専用機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
(公開の実施等)

第7条 行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定の通知を受けたものは、警察本部長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る行政文書の公開を受けるものとする。

2 前項の場合において、行政文書(行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。以下この項、次項、次条及び第9条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破壊してはならない。

3 警察本部長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(行政文書の写しの作成方法等)

第8条 行政文書の写しの作成方法は、警察本部長が別に定める。

2 行政文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。
(費用の納付)

第9条 条例第14条に規定する費用は、行政文書の写しの交付を受けるときに納めるものとする。

(行政文書の検索資料等)

第10条 条例第31条に規定する行政文書の検索に必要な資料は、警察本部警務部総務課秋田県警察情報公開センターその他警察本部長が必要と認める場所に備え置くものとする。
2 前項の資料の作成及び利用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。
(実施状況の通知)

第11条 警察本部長は、条例の実施状況に関し知事が必要と認める事項について、毎年、知事に通知するものとする。
附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号 行政文書公開請求書(第2条関係)

(A4判)

行政文書公開請求書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

請求者

氏 名 (法人等にあつては、名称及び代表者等の氏名)	
住 所 (法人等にあつては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号)
電 話 番 号	

秋田県情報公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求しようとする行政文書の内容 (行政文書の名称又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)	
行政文書の公開の方法の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴
請求の理由又は利用目的	

注1 該当する番号を で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 印の欄は、請求された行政文書の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については、請求される方の任意です。

3 次の欄は、記入する必要はありません。

行政文書の名称	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備 考	

様式第2号 行政文書公開決定等期間延長通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書公開決定等期間延長通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の名称又は内容	
秋田県情報公開条例第10条第1項に規定する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

様式第3号 著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書(第3条関係)

(A4判)

著しく大量な請求に係る行政文書公開決定等期間延長通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第3項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

行政文書の名称又は内容		
秋田県情報公開条例第10条第1項に規定する期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
秋田県情報公開条例第10条第3項に規定する相当の部分	行政文書の名称又は内容	
	決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
秋田県情報公開条例第10条第3項に規定する残りの行政文書	行政文書の名称又は内容	
	決 定 期 限	年 月 日
秋田県情報公開条例第10条第3項の規定を適用する理由		
事 務 担 当 所 属 等		所属 担当 電話番号
備 考		

様式第 4 号 行政文書公開決定通知書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

行政文書公開決定通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
公開の場所	
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

- 注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ警察情報公開センター等へ御連絡ください。

様式第5号 行政文書部分公開決定通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書部分公開決定通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開の日時	午前 年 月 日() 時 分 午後
公開の場所	
公開をしないこととした部分	
公開しない理由	秋田県情報公開条例第6条第1項第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安委員会に審査請求をすることができます。

- 注1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 2 指定日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ警察情報公開センター等へ御連絡ください。
 3 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

様式第6号 行政文書非公開決定通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書非公開決定通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称	
公開しない理由	秋田県情報公開条例第6条第1項第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安委員会に審査請求をすることができます。

注 印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求をしてください。

様式第7号 行政文書公開請求拒否決定通知書(第3条関係)

(A4判)

行政文書公開請求拒否決定通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開請求を拒否することと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
請求を拒否する理由	秋田県情報公開条例第8条に該当
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安委員会に審査請求をすることができます。

様式第 8 号 不存在による行政文書非公開決定通知書（第 3 条関係）

(A 4 判)

不存在による行政文書非公開決定通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
公開しない理由	<p>公開請求に係る行政文書を保有していないため。</p> <p>内容説明</p> <p>()</p>
事務担当所属等	<p>所属</p> <p>担当 電話番号</p>
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安委員会に審査請求をすることができます。</p>

様式第9号 行政文書公開請求事案移送通知書(第4条関係)

(A4判)

行政文書公開請求事案移送通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の公開については、秋田県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、行政文書の公開決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

行政文書の名称又は内容	
移送を受けた実施機関	
移送を受けた実施機関の事務担当所属等	所属 担当 電話番号
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
請求を受けた実施機関の事務担当所属等	所属 担当 電話番号

様式第10号 行政文書の公開に係る意見照会書(第5条関係)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見照会書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

秋田県情報公開条例に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された行政文書について、公開請求がありました。

ついては、この行政文書を公開することに対して御意見がある場合は、別紙行政文書の公開に係る意見書により、年 月 日までに回答してください。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開請求があつた日	年 月 日
条例第12条第2項の規定による通知の場合の第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第12条第2項第 号適用 (理由)
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
備考	

(別紙)

(A4判)

行政文書の公開に係る意見書

年 月 日

秋田県警察本部長 様

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

電話番号

年 月 日付け

号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

行政文書の名称又は内容		
公開決定に対する反対意見の有無 (いずれかを で囲んでください。)	有	無
公開決定に対する反対する部分 (いずれかを で囲んでください。)	一 部	全 部
公開決定に反対する理由	(公開に反対する部分を具体的に記入してください。)	

様式第11号 行政文書公開決定に関する通知書(第5条関係)

(A4判)

行政文書公開決定に関する通知書

秋本 第 号
年 月 日

様

秋田県警察本部長 印

年 月 日付けの_____に関する情報が記録された行政文書の公開請求について、秋田県情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり行政文書を公開することを決定したので、同条例第12条第3項(同条例第17条において準用する同条例第12条第3項)の規定に基づき通知します。

行政文書の名称又は内容	
_____に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当所属等	所属 担当 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安委員会に審査請求をすることができます。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄